

令和7年 第6回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年6月25日 午後1時55分から午後3時24分
2. 開催場所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合A・B会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	出		7	林昇	出	
2	小川隆	出		8	林真由美	出	
3	小島保	出		9	栗原昇	出	
4	石川猛	出		10	松永貴夫	出	
5	小久保隆義	出		11	新井雅之	出	
6	浅見勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤文夫	出		16	鹿ノ戸健次	出	
13	西嶋正芳	出		17	人見武男	出	
14	岡野幸平	出		18	小川邦雄	出	
15	中島昭夫	出		19	岡野和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田全弘	主任	赤澤結
次長	小俣千秋	主事	蛭間祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和7年第6回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 小川 隆 委員 小島 保

11. 議決事項及び議事の要領

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件については、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人の経営状況については、不耕作地なし、従事者数2名、年間従事日数170日となっています。

譲受人は市内にて約1haの農地を耕作しており、申請事由は、経営規模の拡大を図るためです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 西嶋推進委員

委員 1番案件の譲受人は、圏央道坂戸IC北側地域の開発に伴い、耕作地が減少してしまったため、耕作可能な農地を探していたとのことでした。また、譲渡人は高齢で、自身で農業は全く行っておらず、知人に管理をお願いしている状況でした。

小委員会において譲受人が申請地を取得しても問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請については取得後の営農見込み有りとは認め、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第25号については許可と決定します。

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに1番から6番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、農地として問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

2 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、高齢者施設への転用となります。この度、坂戸市の福祉計画により市内の東部地区で小規模多機能型の高齢者福祉施設の設置を計画し、譲受人である法人が審査結果により選定されたため、申請が行われました。

現地については、多少雑草が繁茂しておりますが、農地として問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、建物からの排水については、合併浄化槽を経て隣接する水路への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少雑草が繁茂しておりますが、農地として問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、工事の現場事務所としての一時転用となります。圏央道坂戸インターチェンジ北東地区が市街化区域に編入されたことに伴い、大規模な土地造成工事が実施されるため、申請が行われました。

現地については、農地として問題はないと事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請内容が3年間の一時的転用であることから、第1種農地の不許可の例外を規定している農

地法施行令第4条第1項のイに該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、一時転用ということで転用期間が終了した際には元の農地の状態に復元される見込みとなっております。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、農地として問題はないと事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

6番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、農地として問題はないと事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 1～6番について担当地区より説明をお願いします。

1～3番 三芳野地区 小川 隆委員

4番 三芳野地区 西嶋推進委員

5番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員

6番 坂戸地区 松永委員

委員 1番案件の譲渡人は以前、別の所有農地が審議された方になります。農地は相続で所有することになり、自身は高齢で管理を行うにも困難な状況にあるとのことでした。申請地については、周囲は住宅が建ち、休耕状態の農地が多くなっております。管理は行われているものの、休耕状態の農地であるということで今回の申請となりました。周辺農地への大きな影響もないと考えられるため、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をお願いします。

2番案件の譲受人については、相続で所有することになった農地で、農業経験はない状態です。周辺は宅地化が進んでいるような状況です。近隣農地について

は、申請地東側に袋地の農地がありますが、袋地の隣接農地の所有者から、隣接農地の一部を出入りする許可を耕作者が得ているとのことでしたので、今回の申請に異議の申し立てはございませんでした。

今回の申請は、市が指定した事業での福祉施設の建設とのことでしたので、小委員会においても慎重に審議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりました。皆様のご審議をお願いいたします。

3番案件については、譲渡人は市外に住んでおり、高齢のため自身で耕作は行っておらず、年数回の草刈りのみを行っている状況のようでした。近隣農地の影響については、近隣は住宅地になっており影響はほぼ無いと考えられます。小委員会においても慎重に審議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員 4番案件については、譲渡人は高齢の母親と二人暮らしで、仕事で県外に行くため、週末のみ帰ってくる状況のようです。農地の草刈り等については、隣地農地の所有者にお願いをしていたそうです。圏央道の北側の開発に伴う建設事務所が一時転用とのことでしたので、小委員会においてもやむを得ないとの結論になりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

委員 5番案件については、昨年12月に審議を行ったゴミ集積所の隣接地となります。譲渡人の兄が耕作を行っていましたが、亡くなってしまい、その後は耕作を行う方がいない状況だそうです。高齢で、農業を今後も行う予定は無いそうです。近隣農地への影響も少ないと考えられますので、小委員会においても転用はやむを得ないとの結論になりました。

委員 6番案件については、譲渡人は現在100歳を超えており、自身で耕作を行うのが困難であり、周囲に耕作を行っていただけないか打診するも、担い手が見つからない状況でした。知人に耕作をお願いするも、農地の形状が悪く、昨年頃から耕作を断られておりました。以前は田園地帯が広がり、耕作が盛んに行われておりましたが、近年は住宅が増えたことで耕作がやりづらくなったように感じます。近隣農地への影響については、既存住宅と農地の間に接道が通る形となるため、影響は少なからずあるように感じます。

議長 1～6番までの説明が終わりました。ご質疑等がございますか。
無いようですので、続いて7～12番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

7番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少雑草が繁茂しておりますが、農地として問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適

合していると考えております。

8番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、農地として問題はないと事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、下水本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

9番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、資材置場として敷地拡張の転用となります。

現地については、多少雑草が繁茂しておりますが、農地として問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、県へ事前に確認したところ、申請目的が第1種農地の不許可の例外である既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第35条5号に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

10番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、農地として問題はないと事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

11番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少雑草が繁茂しておりますが、農地として問題はないと事務局では考えております

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております

12番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少雑草が繁茂しておりますが、農地として問題はないと事務局では考えております

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております

議長 7～12番について担当地区より説明をお願いします。

7～8番 入西地区 人見推進委員

9番 入西地区 浅見委員

10番 大家地区 岡野 和紀推進委員

11～12番 大家地区 澤田委員

委員 7番案件については、3月に審議を行い、転用許可済みとなった一角です。譲渡人は、以前は近所に住み、果樹を植えて管理を行っていましたが、現在は遠方に住んでおり、不動産会社に管理をお願いしている状況のようです。申請地の周辺は住宅となっており、近隣農地への影響はないと考えられます。小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

8番案件については、1月に審議を行い、許可済みとなった一角です。譲渡人は夫婦で生活しておりますが、耕作は行っておらず、草刈り等を行っているのみであり、体調面においても今後耕作を行うことはないため、手放すこととなったそうです。近隣農地への影響もないと考えられることから、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

委員 9番案件の譲渡人は高齢で、後継者もなく、農地の管理もままならないことから、農業経営の規模縮小を図りたいという思いから、今回の申請となりました。近隣農地への影響については、遊休農地が多いため、耕作への影響はないと考えられます。小委員会においても、慎重に審議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

委員 10番案件の譲渡人については、自宅周辺の農地で野菜の耕作は行っているものの、今回の申請地については年数回の草刈り等を行っている状況だそうです。周囲は住宅が多いため、農地への影響は少ないと考えております。小委員会において審議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審

議をよろしくお願ひいたします。

委員 11番・12番案件の譲渡人は高齢で、施設で生活しています。親族が管理を行っている状況です。今回の申請地は、昨年許可され、すでに住宅が建っている隣接地になります。近隣農地への影響も少ないと考えます。小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第26号は、許可相当と決定します。

議案第27号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長 議案第27号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議します。なお、4番の案件については、坂戸市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与制限に該当するため、はじめに1～3番まで事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

農地中間管理事業として設定の申出があった農地について、農用地利用集積等促進計画を一括方式で設定するものになります。

農地中間管理機構から賃借権の設定を受ける耕作者数を件数としており、議事参与制限分を含めた数字となりますが、件数4件、筆数12筆、面積が合計10,977㎡となっており、契約の始期は全て令和7年9月1日となっております。

1番については、貸付け相手方は市内で約6haの農地を借受けており、主に露地野菜を耕作しております。農地所有適格法人以外の法人となるため、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

2番については、貸付け相手方は市内で約14haの農地を借受けており、主に米を耕作しております。農地所有適格法人以外の法人となるため、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

3番については、貸付け相手方は自作地・借入地を含め市内で約105haの農地を経営しており、米・麦・露地野菜等を耕作しております。農地所有適格法人となるため、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

次に、現在の農用地利用集積状況を参考値としてお伝えいたします。

令和7年6月30日で終期を迎えた利用権及び農地中間管理事業の面積、令和7年7月1日始期の農地中間管理事業の面積、合意解約された面積を差引します

と、令和7年7月1日設定後の利用集積面積は3,472,595.86㎡となります。

議長 担当地区より説明をお願いします。

- 1番 大家地区 澤田委員
- 2番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員
- 3番 三芳野地区 西嶋推進委員

委員 1番の耕作者については、キャベツ等を中心に耕作を行っている法人で、坂戸市内では成願寺や森戸といった大家地区を中心に営農を行っております。今回の借入地についても問題なく耕作を行っていただけたらと思います。

委員 2番の耕作者については、圃場整備事業が進んでいる浅羽地区内で、後継者が不足している中、農業振興に貢献していただいている担い手となっています。

委員 3番の耕作者については、農地所有適格法人として約100haの農地を耕作しております。今後は麦の耕作にも力を入れていくとのことでしたので、更なる農地拡大を考えているかと思えます。

議長 1～3番についてご質疑等がございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第27号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見のうち、1～3番については「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。よって、議案第27号のうち1～3番については「意見なし」と決定します。

続いて、4番について審議いたします。

議事参与の制限に該当する農業委員には、退席をお願いします。

（該当委員退席）

議長 4番について事務局より説明してください。

事務局 4番については、貸付け相手方は農業委員本人となり、自作地・借入地を含め市内で約18ヘクタールの農地を経営しており、主に米を耕作しております。個人となるため、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

議長 担当地区より説明をお願いします。

- 4番 勝呂地区 小島委員

委員 4番の耕作者については、本人だけでなく息子さんも就農しており、勝呂地区で耕作を行っております。近年辞めていく農家が多い中、田んぼを引き受けてくださっていて、大変助かっております。

議長 4番についてご質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第27号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見のうち、4番については「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第27号のうち4番については「意見なし」と決定します。

（該当委員着席）

報告第6号 専決処分の報告について

議 長 報告第6号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第6号ですが、令和7年5月の専決処分については、農地法第3条の3の届出7件、農地法第5条の農地転用届出6件です。申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
（質問・意見なし）

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和7年第6回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和7年6月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員